

# 初任者からベテランまで使える戸籍実務用語の定番書が 20年ぶりにリニューアル!



## 戸籍実務用語 ハンドブック 戸籍情報連携対応版

法務省民事局民事第一課補佐官 田中寿径 著 ※肩書は執筆当時

2024年5月刊 A5判 336頁 定価3,520円(本体3,200円)  
978-4-8178-4949-6 商品番号:40054 略号:戸ハン

戸籍情報連携システム稼働後の新しい業務フローを踏まえた、  
すべての戸籍事務担当者に必携の1冊。

- 1つの用語に対してコンパクトな解説を付した、通読・確認しやすい構成。
- わかりやすさと正確性ととのバランスの取れた記述により、戸籍実務を包括的に理解できる。
- 前版からの法改正等の反映のみならず、重要な用語や先例等も全面見直し。疑義が生じやすい論点について整理し、よりわかりやすい記述にアップデート。
- 戸籍情報連携システム稼働後の新しい戸籍事務フローを全面的に反映。システム処理にかかわる項目を中心に約30項目を新たに追加。
- 氏名の振り仮名の記載など、施行予定を含む重要な法改正等にも可能な限り対応。

### マイナンバー制度に基づく情報連携

(まいななばーせいどにもとづくじょうほうれんけい)

戸籍情報の公開は、戸籍謄本等の交付や戸籍届書の開示によって行っていたところ、戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)により、マイナンバー制度に基づく戸籍情報の他の行政機関等への情報提供を可能とする仕組みについて、令和6年3月1日から導入された。

マイナンバー制度に基づく情報連携の実施に当たって用いる情報提供ネットワークシステムにおいては、個人情報保護の観点から、情報連携の対象となる特定個人情報には、氏名、生年月日、性別及び住所といった個人を特定

### 氏名の振り仮名(しめいのふりがな)

令和5年6月2日に成立した番号利用法等の一部改正法(令和5年法律第48号)の一部として、戸籍法の一部が改正され、氏名の振り仮名が戸籍の記載事項として追加されることとなった(改正後の戸籍法13条2項)。従来、戸籍に記載された氏名には、振り仮名は記載されておらず、出生届の標準様式(昭59・11・1民ニ5002号通達)には子の名の「よみかた」を記載する欄は設けられているものの、当該事項は住民基本台帳事務の便宜のために記入を求めている。今般の法改正により、行政のデジタル化を推進するに当たって、氏名の振り仮名について個人を特定する事項の一つとして位置付けた上で、戸籍、住民基本台帳及びマイナンバーカードにそれぞれ記載することとされたものである。

氏名の読み方については、「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているもの」(改正後の戸籍法13条2項)である必要があるとされること

目次はこちらから  
確認できます



こんな場面でお役立ていただけます



戸籍担当部署に配属されたけど、会話で飛び交う専門用語がわからない……。管理職を任されたので、判断の根拠となる基礎知識をおさえておきたい。

実務全体について、バランスよく触れている書籍がほしい。

▶ 届書審査担当から証明書交付担当まで



支所・出張所で広域交付を取り扱うので、戸籍業務について勉強したい。

▶ 本庁の戸籍担当部署以外の出先機関

自治体に戸籍謄本の写し等を請求するので、関連知識を深めておきたい。

▶ 弁護士・司法書士・行政書士の先生

すべての  
戸籍事務  
担当者に!

 日本加除出版

営業部  
TEL:03-3953-5642  
FAX:03-3953-2061

X(旧 Twitter) @nihonkajo  
www.kajo.co.jp



日本加除出版 HP

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 営業時間:月~金(祝日除く) 9:00-17:00